

1596	慶長1. 9.16	兼続, 本堂山城将丸田俊次に対し, 分国境の厳戒と阿賀野川笹堀の渡しを設置し, 人と荷物の監視を命じる(②727)
	10	魚沼郡北部で土貢調査を行う[越佐史料稿本]
1597	慶長2. 1.21	秀吉, 景勝に伏見舟入普請の手伝いを命じる(②663)
	2.1	兼続, 京都や他国への詰夫の条規を定める(②664)
	2.16	景勝, 春日山城普請のため, 諸将に100石につき5人の役夫負担を命じる(②664)
	3.13	佐渡久知郷の中使・百姓, なた銭について申合せする[[5]3015]
	10~12.	上杉氏の知行制が改められる(②673・676・715)
	10.15	新潟の二郎右衛門, 秋田から敦賀に輸送する豊臣家御用杉の運搬にあたる(②732)
	11	越後国郡絵図が作成される(②692・714)
	12.19	古志郡平の守門神社, 平・原・那木野・宮沢・七谷に高103石7斗7升を所有する(③814)
		◇上杉氏, 越後国内の検地を実施する(②715 ③195)
		◇村上町軒数, 252という(③619)
		◇河村彦左衛門, 佐渡で「一国御成箇御年貢吟味」をして増年貢を課し, 百姓と「不縁」となる(③281)
		◇国上寺, 弥彦神社で大般若転読・不動護摩その他を執行し, 101石余が充てられる(③819)
1598	慶長3. 1.10	豊臣秀吉, 上杉景勝を会津へ移す(②13・773③3・4・15・49・674・706・783)
	4. 2	秀吉, 堀秀治を越前北庄から春日山に, 村上頼勝を加賀小松から村上に, 溝口秀勝を加賀大聖寺から新発田に移す(②13・787③3・4・15・143・150・173・236・243・252・615・674)
	6.11	蒲原郡関根蔵丞, 新発田藩から茨曾根新田分を与えられ, 開発をはじめ(③457)
	7. 6	この日から8月にかけて, 新潟の石井彦五郎, 出雲崎の橋屋次郎左衛門, 佐渡沢根の甚助ら, 秋田氏が敦賀に送る豊臣家御用杉の運搬にあたる(②406・732③737)
	7	秀吉, 太閤検地方式により領内総検地を開始する(②791③4・20・195・208・225・238・252・292・298・409・495・783)
	9.13	刈羽郡妙法寺村検地帳に, 草水油御年貢3石とみえる(⑤374)
	12	秀吉老臣堀直政, 刈羽郡三島神社・鶴川八幡に寄進状を, また頸城郡松之山村へは空き家分の白布・青苧代銀用捨状を発給する(③19)
		◇堀秀治の与力大名として, 弟の親良が古志郡蔵王堂城へ, 堀直奇が魚沼郡坂戸城に入る(③16・115・577)
		◇秀吉, 頸城郡根知城に弟左門を置く(③571)
		◇栃尾城廃城となる(③680)
		◇堀直奇, 浄興寺末正覚寺を信濃国水内郡から長岡に招く(③785)
		◇秀吉に上納された黄金の内, 越後産の金が約3分の1を占める, 佐渡産の金を合わせると, 越佐の金が全体の約5分の3にのぼる(②723 ③541)
1599	慶長4. 2.13	秀吉, 頸城郡新井宿に対し, 手形所持の者に伝馬・継人足を出すことを禁止する(③688)
	2.14	加賀の前田利家, 能登・越中から佐渡へ金掘りに渡る者1人につき, 5貫目を課税する(③527・535)
	3	新発田藩, 蒲原郡鶴森村の信濃川築堤工事を小吉島組の村々に命じる(③455)
	10.1	新潟の石井彦五郎船, 蝦夷松前へ赴き, 領主松前(蛸崎)氏から諸役免除の特権を与えられる(③737)
	12	徳川家康, 田中清六に対し, 北国諸港の諸役を免じる(③49)
		◇秀吉, 根知城に堀下総守を置く(③571)
		◇教如, 佐渡光福寺・専念寺に蓮如・親鸞の真影を下付する(③799)

1600	慶長5. 1.25	秀治, 姫川渡しの船頭に高10石の扶助を与える(③688・721)
		2.22 新発田藩主溝口氏, 本成寺領300石を安堵する(③807)
		3 秀治, 福島に城移築計画をたてる(③26)
		6.14 家康, 新発田の溝口秀勝に佐渡出兵が必要ない旨を伝える(③49)
		7.22 景勝の軍勢, 六十里越から越後に侵攻, 越後一揆起こる(②791 ③4・23・143・173・195・783)
	8. 1	魚沼郡一揆勢, 堀之内の下倉城を攻め, 城将小倉主膳正, 討死する(③24)
		9.15 家康, 関ヶ原の戦いで石田三成軍を破る(②786・793 ③15・507)
		9.21 家康, 蔵王城将堀親良に越後一揆平定に対する感状をおくる(③25)
		9.24 上杉氏代官河村彦左衛門, この日から28日にかけて佐渡全島の検地を行う(②13・767・787 ③5・49・281・331・462)。彦左衛門, 検地にあたり, 寺領を旧来の3分の1に削減する(③819)
		10. 5 秀忠, 溝口秀勝に越後一揆平定に対する感状をおくる(③25)
	◇越後の真言宗寺院・修験, 越後一揆に際し, 上杉氏に荷担したため, 堀氏の弾圧を受けると伝えられる。これに対し真宗寺院, 堀氏に協力する(③783・785)	
	◇糸魚川清崎城の築城を開始する(③571)	
	◇田中清六, 家康の命を受け, 佐渡受取りに渡海する。上杉氏代官河村彦左衛門これに応じ, 椎野与市, 反対し誅滅される(③49・507)	
	◇田中清六, 佐渡五十里と下戸に十分一役所を設置する(③535)	
1601	慶長6. 5. 5	家康, 田中清六に朱印状を与え, 佐渡金銀山に金掘りを集めること, 河村彦左衛門を登用することを命じる(③49・527)
		6 家康, 佐渡を直轄地とする(③3・5・39・49・507)
		8 会津藩仕置奉行岡半兵衛, 津川を居城とし, 小川荘の支配にあたる(③188)
		◇佐渡相川に大鉱脈発見される(③50)。佐渡代官田中清六, 金銀山経営に運上入札制を採り入れる(③507)
	◇秀治, 糸魚川清崎城に堀下総守を置く(③571)	
1602	慶長7. 2.	新発田藩主溝口宣勝, 信濃川沿いの上八枚・大郷・鳥屋・合子ヶ作の4か村に, 手形所持の者に船を出すことを禁じる(③712)
		4 堀秀治, 佐渡の成敗を命じられる(③69)
		8.12 堀下総守, 魚沼郡須原村宮原の守門神社に社領を寄進する(③815)
	◇家康, 旗本の中川主税・吉田佐太郎を佐渡代官とする。前任の田中清六・河村彦左衛門と合わせ, 代官4人となる(③49)	
	◇佐渡金銀山からの運上銀1万貫にのぼる(③507・511)	
	◇教如, 佐渡西蓮寺に親鸞・聖徳太子真影を下付する(③799)	
1603	慶長8. 2.	家康, 征夷大將軍となり, 江戸幕府を開く(③5)
		2 東本願寺成立。越後・佐渡の真宗寺院, 東本願寺派となるもの多し(③796~799)
		◇前年の佐渡代官の年貢5割増し令に反対し, 佐渡の農民ら江戸へ上り訴願, 代官4人処罰される(②770③50・386・509)
		◇大久保長安, 佐渡代官となる。相川に陣屋を造営し, 翌年春に完成する(③5・50・509・672)
	◇長安, 紀州で櫓80挺立の官船2艘建造。翌年, 佐渡に回送し, 船手役として辻将監・加藤孫左衛門をつける(③50・57・538)	
	◇長安, 佐渡金銀山経営に直山制を採り入れる(③509・520)	
1604	慶長9. 4.10	長安, はじめて佐渡に渡航。相川に町奉行, 赤泊・小木・河原田・湊・大野に地方代官をおく(③50・53・55・56・279・655)
		4 長安, 佐渡赴任に際し, 大和から能楽師常太夫・杵太夫をはじめ囃子方・狂言師らを同行させる(③756・759)
		4 新発田藩, 荒廃していた新津堰の一の堰を再興させる(③452)
	5 秀治, 糸魚川町の問屋6軒を信州問屋に指定し, 山口・小滝(虫川)両番所の通り手形を発行させる(③490・572)	

		◇家康, 信濃国内の越後街道に一里塚を築かせる(③689)
1605	慶長10. 5. 3	堀直奇, 蔵王堂の渡船場を長岡に移し, 渡し守に給米10石を与える。また, この年, 長岡の本町・裏町・渡里町に町屋敷割りを実施し, 長岡城と城下町の建設をはじめ(③116・577・723)
	8.28	秀治, 領内農民が佐渡金銀山に赴くことを制限する(③527・537)
	8	村上藩, 高根金山安全祈願のため, 太夫を山に上げ祈祷させる(③542)
		◇佐渡で大船4艘を建造, 金銀輸送や奉行の送迎等に供する(③57・538)
		◇このころ, 三国街道の大普請が行われる(③689)
		◇このころ, 佐渡の山師杉針右近, 魚沼の五十沢谷で鉛山2か所を発見する(③543)
1606	慶長11. 5.26	堀秀治没す(③19・26)
	10.21	堀直奇, 上田からの走百姓を捕らえた者に, 褒美として米5石を与えると触れる(③707)
		◇相川町羽田・大間に番所が設けられる(③5・662・667)
1607	慶長12.④.	堀忠俊, 江戸城大普請助役を命じられる(③69)
	6.23	忠俊, 福島に新城を築くため, この日, 領内に夫役を課す(③26)
	11	新発田藩, 給人163人に新田開発可能地を与える。開発面積, 86町余にのぼる(③456)
		◇忠俊, 福島築城に際し, 福島の本誓寺を高田に移し, 代わりに春日大明神・真宗寺院を春日山から福島城下に招く(③27・785)
		◇忠俊, 春日山城下と府内から, 町人を福島城下に強制移住させ, 町ごとに商業上の特権(町座制)を与える(③27・490・647)
1608	慶長13. 2.	堀直政, 幕府に忠俊への知行宛行状交付と越後総検地実施等の承認を求める(③19・28)
	4	蝦夷地松前辺の金山に, 佐渡から鉱夫が競って赴く(③738)
	7. 5	大久保長安, 越前三国湊守田弥五右衛門船の諸役を免じる(③535)
	7	西本願寺准如, 江戸から信濃を通り新井・府内を巡化する(③798)
	12. 1	忠俊, 福島城下田端町に魚の売買を免許する(③626)
		◇長安, 佐渡蓮華峰寺に寺領および石鳥居(慶長13年7月3日刻印)を寄進する(③195・655)
1609	慶長14. 2.14	長安の手代岩下惣太夫, 佐渡金銀山のアマルガム精錬法について戸田藤左衛門に書状を送る(③526)
		◇新発田町下町の地割り普請を行う(③599)
		◇佐渡松ヶ崎の松前大明神の建築に, 播州・備前をはじめ京・越前などの番匠が参加する(③672)
1610	慶長15.②. 2	幕府, 堀忠俊の所領を没収, 3日信州川中島城主松平忠輝を福島城主とし, 坂戸城主堀直奇を信州飯山へ移す(③5・28・70・116・155・174・577)
	4.15	魚沼郡小千谷町, 日來の場所から台地上へ移転を開始。寛永15年に新小千谷町の建設なる(③111・675 ⑤709)
	7	福島藩, 居多神社・本善光寺に対し, 新町をたてることを許可。また, 居多神社には新田および塩浜開発も免許する(③34・488)
	9.28	新発田藩主溝口宣勝, 弟善勝に沢海1万2000石を与える(③79・144・164・190・240)
	9	忠輝, 佐渡三道および北陸道の宿駅に, 伝馬の「条々」を発す(③34・691)
		◇新発田藩, 検地を行う(③240)
		◇信州境, 頸城郡関田口留番所の留物に青鷺・馬がみえる(③707)
		◇津川大火。復興に際し, 町割りを行う(③188)
1611	慶長16. 8.	新発田藩主溝口宣勝, 妻子を江戸に移す(③67)
	9. 6	忠輝家老衆, 頸城郡松之山に新田開発, 白布・青苧の生産を命じる(③34)

		9.11	忠輝, 福島城下田端町に塩小売りの独占権を与える(③556)
		9.19	幕府, 弥彦神社・居多神社・天津神社・米山寺などに寺社領を寄進する(③34・195・816・819・821・823)
		9	忠輝, 領内の宿駅へ「伝馬宿書出」を発給する(③572・691)
	10. 8		新発田藩, 分田の渡し守の繋ぎ米負担地域を定める(③723)
			◇佐渡に他国から大量の桧木皮が移入される(③531・536)
			◇新発田藩の川役銀12貫833匁余(③485)
1612	慶長17.10.20		幕府, 大番頭松平重勝を忠輝の老臣とし(高田図書館・和田文書には慶長15年), 三条城に置く(③31・33)
		11.16	忠輝, 福島城下春日町に信州馬宿を命じる(③556)
			◇新発田藩, 蔵米1万5900石のうち3228石を敦賀に送る(③713)
1613	慶長18. 4.25		大久保長安, 駿府に卒す。没後, 金銀隠匿などにより諸国の寓館は欠所, 器財没収, 一族処刑される(③59・174)
		9	忠輝代官香西夕雲斎, 23か条の覚書を発布する(③34・570・741)
		10	幕府, 高田築城に従う13大名を定める(③35・692)
			◇佐渡金銀山総山釜口300余。運上金銀高, 銀1819貫余, 筋金953匁, 砂金13枚7両2分, 小判1901両[佐渡風土記]
			◇福島の小町問屋, 信州馬宿の独占権を主張し, 春日町に与えられた信州馬宿の免許が取り消しとなる(③557)
1614	慶長19. 5.21		村上藩主村上忠勝の寄進により, 乙宝寺三重塔を起工, 元和6年4月17日完成する(③176)
		6.11	村上藩下田郷肝煎藤崎覚右衛門, 沼垂蔵同藩蔵米の一部を福島に輸送するよう佐渡船に指示する(③244)
	7. 5		高田城竣工。忠輝, 福島城から移転する(③5・36・553・647・693)
		10.25	高田藩領に大地震。津波による死者多数で(③355)
			◇佐渡小木町が渡海場に定められるという(③655)
1615	元和1. 3. 7		忠輝, 直江津今町の佐次右衛門に塩焼きを免許する(③488)
			◇忠輝, 信濃国から浄土真宗西本願寺派勝願寺を高田城下に招き, 一国惣録所(触頭)とする(③789・798)
		5	大坂夏の陣, 豊臣氏滅ぶ
		7	幕府, 武家諸法度を制定する(③66)
			◇蒲原郡柄目木新田から石油出る(⑤374)
			◇村上藩の大肝煎(組肝煎), この年から組下村々の年貢徴収業務を行う。堀直奇の時代になり廃される(③245)
1616	元和2. 7. 6		家康, 忠輝の所領を没収, 伊勢朝熊に配流を命じる(③5・6・36・39・70・79・193)
		7.27	忠輝家臣安西正重, 旗本となり, 刈羽郡上・下高町に500石を与えられる(③193)
		7.27	幕府, 信州飯山藩主堀直奇を長岡に移す(③80・116・577・716)
		7	幕府, 上野大胡藩主牧野忠成を頸城郡長峰に移す(③79・80・117)
		7	幕府, 武蔵八幡山邑主堀直之を刈羽郡椎谷に移す(③80・112)
	8. 2		幕府, 伯耆矢橋藩主市橋長勝を三条に移す(③79・80・137)
		9.28	市橋長勝, 新三条城普請に取りかかる(③137)
	10. 5		長岡藩, 走百姓の還住政策など郷村法度「置目」13か条を定める(③225・377)
		10.15	幕府, 上野高崎藩主酒井家次を高田に移す(③79・80・85・555)
		10	長岡藩主堀直奇, 長岡町本町通り東側の空き地を, 一之町から五之町の東側居住者に与える(③578)
	11. 7		直奇, 新潟町中の諸役を免除, 町の繁栄をはかる(③628)
			◇幕府, 上野伊勢崎藩主稲垣重綱を刈羽郡藤井に移す(③79・80・111)
			◇出雲崎代官所設置される(③39・44・651・654・656)
			◇椎谷馬市, 領主堀直之の入封からはじまる(④639)
			◇長岡町の肝煎給与, 米5石と定められる(③581)

		◇紫雲寺瀧から胎内川への排水路工事はじまる。高畑村まで開削されたが、土砂が堆積して失敗。寛文2年・元禄11年にも工事を行うが、完全な排水できず(③452)
		◇佐渡金銀山の山師、鉱山衰微の窮状を江戸へ訴える(③512)
		◇米山信仰の拠点となる頸城郡下牧村密蔵院が整備される(③816)
1617	元和3. 2.10	藤井藩主稲垣重綱、小千谷町肝煎の中町氏に、政所免として荒地高10石を給し、望みの場所の開発を許可する(③111)
	7. 1	堀直奇、新潟町中に新町・木材町・洲崎町の建設を命じる(③629・642～644)
	8. 4	佐渡237か村で屋敷検地はじまる(③283・287・332)
	10. 1	藤井藩老臣稲垣小兵衛ら、小千谷新町の屋敷割りに立ち会う(③111)
		◇長岡町寺屋敷の屋敷割りを行う(③578)
		◇佐渡奉行鎮目市左衛門、金銀山経営に歩合制を導入する(③512)
		◇「直奇公御軍記」ができる(③754)
1618	元和4. 3.11	高田藩主酒井忠勝、信州松代へ移封。松平忠昌、松代より高田に入封する。稲葉正成、糸魚川に封じられ忠昌に付属する(③86・87・114・555・572)
	3.25	魚沼郡柄窪村の肝煎以下全村民、年貢諸役の重圧に抗し、逃散する(③372)
	4. 9	幕府、村上藩主村上忠勝を除封、堀直奇を村上に(③174・176・245・254・542)、牧野忠成を長岡に移す(③117・578)
	4.28	村上藩、走り百姓が増加したため、家別米の徴収の停止、浪人の入植奨励などの項目を含む「条々」を発す(③254・377)
	5. 5	会津境、穴沢口留番所の留物に女・肌背馬・白布・青苧・蠟・漆・鮭がみえる(③707)
	5.19	牧野忠成、新潟町中に十間組法度を出す(③222・630・645)
	8.24	新潟町肝煎、年寄と改称され、地子等が免除となる(③643)
	8.28	村上藩主堀直奇、領内蒲原郡の検地を開始する(③176・252)
	9	新発田藩主溝口宣勝、蒲原郡上曲通村に走百姓の還住を奨励する(③376)
		◇佐渡代官を佐渡奉行と改称。佐渡奉行所、正式に成立(③6・51)
		◇佐渡河原田城を壊す。以後、寛永12年の小木城破壊まで、中世居館を整理し一国一城を推進する(③6・60)
		◇佐渡奉行所、筋金請座を廃して筋金改役(筋座役)を置く(③55)
		◇山師味方但馬、相川金銀山割間歩に排水用の寸方(スポン)樋を導入する(③524)
		◇長岡藩主牧野忠成、蔵王町蔵王権現へ40石を寄進する(③822)
		◇沢海藩、加瀬村全体が逃散したため、本年貢20石を免除するなど還住をはかる(③377)
		◇このころ、木食弾誓弟子但唱、米山で布教する(③817)
1619	元和5. 1.18	鎮目・竹村両佐渡奉行、相川町に「掟」を発す(③670)
	2.21	村上藩、農村立直しの一環として「未之土免究覚」を出す。以後、寛永初期まで、これを年貢賦課の基準とする(③254)
	2	堀直奇、三面川筋村々に制札を立て鮭の稚魚を保護する(④427)
	4	村上藩、役家制を設定する(③321)
	6	長岡藩主牧野忠成、福島正則の居城広島城を受け取る(③118・120)
	7. 4	村上藩主堀直奇、「家中法度并知行方置目」を定める(③176)
	7.22	福島正則、信州川中島に移され、信州に2万石、越後魚沼郡で2万5000石を給される(③118・139・140)
	11	村上藩、この年売却した年貢米1万1000俵のうち、6500俵を新潟港で売却する(③724)
	12	村上藩、秋田藩へ鉛600梱(約7200貫)を売る(③543)

		◇村上藩主堀直奇, 岩船郡海浦の早川村銀山を開発させる(③542)
		◇沼垂町島垣氏, 新発田藩御用をつとめる代わり諸役を免除される(③645)
		◇佐渡一国かぎり通用の極印銀の鑄造を開始する(③60・352・522)
1620	元和6. 3. 7	長岡藩, 古志郡柘尾郷73か村9990石余が加増され, 知行高7万2000石となる。柘尾に陣屋・蔵所を置く(③117・680)
	3.17	三条藩主市橋長勝死去, 後嗣なく所領没収となる(③138)
	5.22	直奇, 村上藩領産出鉛を佐渡金銀山に売る(③543)
	5.27	幕府, 藤井邑主稲垣重綱に加増, 三条城2万5000石に移す(③111・138)
	8	村上藩, 検地を行う。元和9年・寛永2年にも実施する(③252)
	9.23	直奇, 蒲原郡大谷地村肝煎を紙方肝煎に任命し, 同村孫左衛門ら4人に御用紙漉を命じ, 諸役を免じる(④497)
	10. 5	蒲原郡大新田境に土着した浅野儀右衛門, 新発田藩の命により釈迦塚新田の開発にあたる(③445・457)
	10.12	福島正則, 魚沼郡十日町村ほか4か村に, 年貢納入に関する申渡し7か条を発す(③141)
		◇直奇, 村上城の本丸・二の丸・三の丸作事, 山辺里口総堀掘削など大規模な整備を行う(③615・619)
		◇直奇, 葡萄鉛山不振により, 沼金山を開発させる(③542)
		◇徳光屋寛左衛門, 村上に茶を植える(③177・759④486)
		◇佐渡奉行所, 官船70挺立2艘・小早船2艘を建造する(③60・538)
1621	元和7. 9.20	堀直奇, 蔵王権現別当三國院に草水油役米として米4石を納めさせる(⑤374)
	10.2	高田藩主松平忠昌, 高田小町に旧来の塩・信州馬宿の営業独占に加え, 木綿・紙・小間物等の小売り・問売りを許す。また直江町・春日町に米・大豆・雑穀, 田端町には着・四十物の専売権を与える(③557・558)
		◇長岡藩, 藩士屋敷割りを定める(③125)
		◇新発田町の膨張に伴い, 新発田川外の農家間口調査を行って生垣部分を上地させる(後の新町)(③599)
		◇村上藩主堀直奇, 家臣を組に編成し, 組頭を定めて指揮系統を明確化する(③176)
		◇水没により衰退した葡萄鉛山, 新鉱脈の発見によって再興される(③543)
		◇佐渡金銀山大盛となり, この年, 上納の銀5647貫余, 同筋金35貫余, 同砂金4貫余にのぼる(③513)
		◇魚沼郡の福島正則領, このころ, 幕府代官支配所となる。寛永1年, 高田藩領となる(③140・142)
1622	元和8.	◇佐渡諸港の移入物資から徴収した役銀総額, 約500貫(金にして2万8000両)近くに達する(③531・538)
		◇相川町民に, 時価より2割安く米を売る安米制がはじまる(③671)
		◇佐渡小判の鑄造開始。文政2年鑄造を停止する(③60・523)
1623	元和9. 4.	高田藩, 高田の直江町にも旅塩売(藩領外への塩販売)の特権を与える(③490)
	5	高田藩, 直江津今町の藤井・玉屋・佐藤の3人に, 港出入りの船と船荷の取締りを命じる(③88・649)
	6	村上藩, 家臣知行地の大規模な割替えを実施, 給人の知行地に対する年貢賦課権を藩の統制化に置く(③246)
		◇三条藩主稲垣重綱, 大坂城番となる。三条藩領は収公され, 出雲崎代官支配となる(③139・680)
	(元和年間)	松平忠輝の高田城移転に伴い, 高田・直江津の祇園祭がはじまる(③758④586)
	(")	長岡船道の船数, 108艘に定められる(③716)

	(")	佐渡産の金銀, 小木から三島郡尼瀬を經由して運ばれる(③538)
1624	寛永1. 3.15	幕府, 高田藩主松平忠昌を越前福井に移し(③86), 松平光長を福井から高田26万石に移す(③88・114)
	10.14	佐渡の南片辺村と北片辺村の山論で, 焼けた鉄を握る鉄火裁判が行われる(②794 ③350~351)
		◇光長, 糸魚川清崎城に菟田主馬を置く(③572)
		◇高田藩, 今町奉行を置く(③648)
		◇出雲崎陣屋, 出雲崎から尼瀬稻荷町に移転する(③44・651)
1625	寛永2.10.23	長岡藩, 新田2023石余が高入れとなり, 計7万4023石余の朱印状が与えられる(③118)
		◇新発田城下へ五十公野の鍛冶を移し鍛冶町を造る(③151)
		◇樋半蔵, 佐渡金銀山割間歩から水金沢まで, 水抜き坑道を掘る(③673)
1626	寛永3.	◇蒲原郡外城村, 大荒川用水を引き入れる溜池築造工事を開始し, 同16年, 外城大堰(水原町瓢湖)竣工する(③452)
		◇佐渡の戸地村の川筋に水車を建て, 鉱石を粉砕する(③526)
1627	寛永4.12. 9	頸城・刈羽郡地方諸港の船数, 直江津今町73艘, 能生小泊43艘, 柏崎納屋町31艘, 石地27艘(③647)
		◇佐渡奉行竹村九郎右衛門, 江戸升の採用を命じる。百姓, 増税になるとして, これに反対, 幕府に愁訴する(③61・283・387)
		◇出雲崎代官所, 蒲原郡栗林村に口留番所を設置し, 幕領諸村から積み出される商荷を取り締まる(③681)
		◇大坂商人により北国米が回送される(③726)
1628	寛永5. 1.	佐渡相川湾口の鹿伏村春日崎に灯明台が設けられる(③61)
	3	佐渡の国府川河口大改修工事が行われる(③61)
	11	越後諸大名, 幕命により, 江戸城惣郭石塁築造に従う(③71)
		◇新発田藩, 検地を行う。打出高新田分1万5500石を藩主溝口宣直の弟3人に分知し, 3分家(切梅・池之端・ニッ堂)を創立する(③152・191・240・313)
1629	寛永6. 8.13	相川の総源寺, 佐渡の曹洞宗触頭に定められる(③791)
	10. 9	和算家百川治兵衛, 佐渡河原田の河崎(屋)平六に和算免許状を与える(③760)
		◇相川から沢根に至る中山街道が開設されるとともに, 相川の町並みを整備。町数72町から80町となる(③61・663)
1630	寛永7. 4.25	新発田藩, 家中法度を発し, 給人の夫役徴収を抑制する(③154・243)
	6.18	蒲原郡柄目木村真柄家, この年から新発田藩に草水役銀300匁を上納する(⑤378)
	6	長岡藩主牧野忠成, 初めて国入りする(③120)
		◇村上藩領蒲原郡新潟村の大肝煎六左衛門, 荒地開墾が村入会まぐさ場の減少を招いたとして, 本百姓3人から訴えられ, 村追放となる。また, この年, 同藩菅名・七谷・下田・見附各組の大肝煎, 在所追放処分を受ける(③378)
		◇百川治兵衛, 相川へ来て算学をひろめる(④830・831)
1631	寛永8. 2.10	尼瀬港の普請が命令される。普請完成により出雲崎から尼瀬に政治・経済の中心が移る(③651)
		◇魚沼郡各組の白布生産高2803疋半に及ぶ(③497・675)
		◇佐渡国内の地方代官を相川に撤収, 勘定役が地方代官の年貢収納事務を兼任する(③56・279)
		◇高田藩領内大凶作, 餓死者多数であると伝えられる(③356)
1632	寛永9. 7.	村上藩主堀直奇, 家中諸侍置目および在々仕置を触れる[随得録]
	12	高田藩主松平光長, 郷村支配18か条を発し, 郷村支配の基本を定める(③93・95・210・372・570)
		◇幕府, この年から翌年にかけて, 諸宗本山に末寺を書き上げさせる(③787)

1633	寛永10. 1.	このころの下越後の米相場, 新潟港に入港する回船の状況により決まるようになる(③637)
	4.23	椎谷邑主堀直之, 上総国夷隅など4郡4000石を加増され, 居所を夷隅郡刈谷へ移す。寛文8年, 同郡八幡へ移る(③112)
	5	新発田藩, 敦賀に米9000俵を送る(③724)
	6. 7	堀直奇, 羽黒神社を新田町に遷宮, 村上大祭はじまる(③178・758④584)
	9	阿賀野川決壊し信濃川に合流。新潟, 良港となる(③632・636)
		◇佐渡金銀山の産出量衰え, 山主5人江戸へ上り, 銀3000貫の貸与を願う(③515)
1634	寛永11. 5.21	牧野忠成, 次子武成を与板1万石に, 四子定成を三根山6000石に分知する(③79・118・192・222・228)
	8.14	相川山ノ神八幡の祭礼に, 諸国から名のある相撲取りが集まり, 盛大に相撲が行われる(③760)
	11	村上藩主堀直奇, 幕府から2万5000両借用する(③76・169・177)長岡藩, 地方知行制をやめ蔵米知行制とする(③121)
		◇相川法界寺, 佐渡一国の浄土宗触頭になるという(③791)
1635	寛永12. 3.	村上町の総町数, 19町・652軒に増加する(③619・624)
	4. 5	伊丹康勝, 相川春日神社祭礼に能を奉納する(③756)
	4	伊丹康勝, 佐渡奉行に就任(勘定奉行兼帯)する(③62)
	6.21	幕府, 参勤交代を制度化する(③66)
		◇相川弥十郎町天満宮で, この年から毎月祈祷の連歌会が行われるようになったと伝えられる(一説に慶長期にはじまるともいう)(③766)
		◇村上藩領諸村に組頭制成立する(③248)
1636	寛永13. 1. 8	幕府, 越後の諸大名に江戸城外郭を修築させる(③72)
	5.18	この日から, 相川町に大雨。金銀山へ入水し, 樋260艘が水没する(③365・516・525)
1637	寛永14. 5.19	北国街道新井宿・三国街道関宿に, 駄賃高札が与えられる(③704)
	7.27	高田藩, 頸城郡大湊新田の開発を許可する。翌年から普請開始, 正保1年完成する。開発高約7500石余(③434)
	10	島原の乱起こる(③7・792・795)
		◇佐渡相川でキリシタン約100人処刑される(③7・62・795)
		◇味方但馬, 京都から水学宗甫を招き, 水上輪を割間歩に導入する(③525・673)
		◇出雲崎・尼瀬港の回船37艘, 小回船56艘を数える(③652)
		◇佐渡奉行所, 米高値のため, 買置きの上産米を安値で山師へ売り渡す(③536・671)
		◇このころ小川荘に上条・下条・海道・鹿瀬の4組と津川町1町の1町4組が成立する(③268)
		◇佐渡矢馳村の源右衛門, このころ奈良の観世流脇師福王茂十郎に入門。江戸で修業後帰国し, 佐渡観世流の祖となる(③756)
1638	寛永15. 6. 1	村上藩主堀直奇, 「家中諸法度」を定める(③177)
	6	高田藩主松平光長, 魚沼郡千手馬市に制札を与える(④639)
	9. 1	村上藩, 耕雲寺・慈光寺に領内曹洞宗寺院を支配させる(③788)
		◇新発田新町の裏地を上地させ, 地割りを行う(③600)
		◇新発田町総鎮守諏訪神社, 城内古丸から鍛冶町門外へ移され, 元禄元年泉町に移る(③611)
1639	寛永16. 5.15	沢海藩主, 本藩新発田藩から亀田郷4か村と尻上村を譲り受け, 本藩との境争論が解決したことを告げる(③166)
	6.29	堀直奇死去する。孫直定, 村上藩を継ぐ。二男直時, 安田藩を創設する(③79・167・178)
	7. 5	幕府, ポルトガル船の来航を禁止する(③516)
	9	長岡藩主牧野忠成, 三条城番を命じられる(③71・120・139)
1640	寛永17. 8.	村松藩, 家臣を侍と無足人に分け, それぞれ「侍着到」, 「無足人着到」に登録する(③201)

	夏	佐渡, 日照りのため年貢5割免除となる(③364)
		◇村上藩領の人口6万929人。家数9147軒のうち5028軒が役家, 残りが名子家(③322)
1641	寛永18. 1.27	高田藩, 柏崎町へ馬扶持大豆を給付する(③93)
	2	幕府, 諸大名・旗本へ系譜(寛永諸家系図伝)の提出を命じ, 同20年9月, これを編集して文庫に収める(③76~77)
	7. 9	魚沼郡折立村源蔵, 上田銀山を発見。高田藩, 開発に着手する(③543)
		◇佐渡相川の豪商山田吉左衛門, 印銀1300両分, 家屋敷, 250石積の手船2艘などを所有する(③537・667)
1642	寛永19. 3. 2	村上藩主堀直定死去, 後嗣なく断絶。遺領は一時幕府領となり, 出雲崎代官が預る(③45・169・178・250)
	4.26	上田銀山の帰属をめぐり, 越後と会津との国境山論がおきる(②795③545)
	6. 5	長岡河岸, 船継ぎ河岸として幕府の公許を得る(③716)
	7	椎谷藩, 1万石で立藩する(③79・112)
	10.15	三面川鮭役の最も古い記録が, 村上藩領岩船郡南桃川組の年貢諸役のなかにみえる(④427)
		◇全国で飢饉。村上・新発田藩領で被害大。翌年, 佐渡・蒲原郡下田郷が飢饉に見舞われる(③363・371・725)
		◇会津藩領民800人余, 凶作のため越後に逃れ来る(③364・377)
		◇長岡藩, 幕命により三条城を破却する(③139・680)
1643	寛永20. 3.	佐渡奉行伊丹康勝, 13か条の郷村法度を発令する(③7・289・533)
	5.29	幕府, 長岡藩に新潟河口に洲崎番所を作らせ, キリシタンの渡来を監視させる[越佐史料稿本]
	7. 4	保科正之, 会津に入封。小川荘は, 以後保科松平氏領となる(③188)
		◇「北越太平記」序なる。開板は後年か(③752)
	(寛永年間)	堀直奇, 村上城下肴町および小町・羽黒町にそれぞれ生魚と塩の営業免許を与える(③178・489)
	(")	出雲崎代官大谷清兵衛, 和釘の生産を勧め, 三条金物の発展の基をつくるという(③682)
	(")	新発田藩, 地方知行制から蔵米知行制への切替えをすすめる(③145・153)
1644	正保1. 3. 8	遠州掛川藩主本多忠義, 村上に入封する(③45・169・179)
	4.21	越前敦賀に新発田藩郷宿10人がみえる(③734)
	5. 5	安田藩主堀直吉, 村松に陣屋を移す。村松藩が成立する(③79・169・179・258・595)
	8. 2	高田藩, 柏崎町の地子米の一部を免除する(③93)
	12	幕府, 全国に国絵図・郷帳・城絵図の作成を命じる。(③77)
		◇村松藩主堀直吉, 宇治の甚兵衛に命じ, 茶園をひらかせる(④490)
		◇新発田藩, 水原の陣屋を撤去する(③683)
		◇新発田藩, 柳場新田付近で信濃川右岸築堤工事を行う(③442・445)
		◇新発田藩から三国通りで江戸藩邸へ届けた荷物の中に, 「沼垂より松前物」がみえる(③738)
1645	正保2. 3.	蒲原郡如法寺で火井(ガス井)が発見されたと伝える(⑤380)
	5.21	高田藩, 穢多身分の者に, 直江津今町から塩荷を運ぶ信州人を取り締まらせる(③202)
	5	村上藩, 蒲原郡五泉村に六斎市の開催を許す(③683)
	7.27	佐渡大風。このため年貢5割免除となる(③364)
		◇長岡藩, 領内総検地に着手する(③8・127・223・226・451)
		◇相川の甲賀六右衛門, 相川春日神社に能舞台を寄進, 翌3年から毎年神事能が4月5日に行われる(③756)
		◇佐渡奉行所役人河合五兵衛, キリシタンとして処刑される(③795)

		◇このころ、渋海川水系飯塚江の開削工事はじまる(③444)
1646	正保3. 3.	幕府、越後と会津の国境争論に裁断書を交付する(③545)
		◇高田藩、頸城郡中谷地新田の開発に着手する。潟川を掘り、悪水を保倉川に放流、明暦1年に完成する。開発高4036石余(③434⑤295)
		◇蒲原郡長谷村肝煎治郎右衛門、孝行のため領主から表彰される。越後における表彰の初見(④771)
1647	正保4. 6. 1	相川町大火。上相川の民家632軒、佐渡奉行所全焼する(③51・58・62・365)
	10. 2	越後国絵図を幕府へ提出、越後国石高61万1204石余(③77)